

様

## 自己破産の手続きにおける注意事項

阪野公夫法律事務所  
弁護士 阪野公夫

### 1 はじめに

当職は、貴職の自己破産の申立に関する代理人として、平成29年 月 日付にて債権者に対して受任通知を送付します（同封の通知書参照）。

以後、破産手続開始申立ての準備を行っていきます。

### 2 破産手続きについて

破産手続とは、債務者が経済的に破綻し、その資力をもってすべての債権者に対する債務を完全に返せなくなった場合に、原則として債務者の生活に欠くことのできないものを除く全財産を換価して、すべての債権者に対し、債権額に応じて公平に弁済することを目的とする裁判上の手続きをいいます。

破産によって、債権者に対する法的責任が消滅するわけではなく、法的責任を免れる制度は、別に「免責」というものがあります。

### 3 破産手続開始までの注意事項

① 預貯金、保険、自動車等を解約・名義変更されたい場合は、必ず事前に当職までご相談下さい。場合によっては、解約・名義変更時の相当対価を破産財団に組入れする必要があります。

また、ご相談を経て解約された場合は、裁判所及び破産管財人に対し、提出する必要がありますので、必ず関係書類を全て残しておいて下さい。

② 親しい取引先・親族等といった特定の債権者に弁済することは、絶対にしないで下さい。

③ クレジットカードを利用して物品購入やキャッシングは一切しないで下さい。

④ 借入先の金融機関は、当職が送付した受任通知により、口座が凍結するおそれがあります。

### 4 免責について

#### (1) 免責の意義・手続き

免責とは、免責を得るのに妥当な破産者について、裁判所の許可決定によって破産手続における配当等で弁済されなかった残りの債務を免除することをいいます。

この免責制度の趣旨は、誠実な債務者に与えられた特典、または、生活を再生させるための手段という点にあると言われています。

免責は、免責の申立（すでに当職において申立済み）→裁判所の許可・不許可、という手続きを経て行われます。

裁判所では、免責のための審尋において、破産申立書や陳述書にウソがないか、

